

## 庄内南部地区合併協議会の設置に関する協議書

鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、三川町、朝日村、温海町は、庄内南部地区合併協議会（以下「協議会」という。）の設置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき協議し、別紙のとおり規約を定め、設置するものとする。

この協議会の成立を証するため、本書7通を作成し、記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成14年10月10日

鶴岡市長 富塚陽一

藤島町長 阿部昇司

羽黒町長 中村博信

櫛引町長 阿部千昭

三川町長 佐藤京一

朝日町長 佐藤征勝

温海町長 佐藤正明